

利 用 上 の 注 意

1 工業統計調査について

(1) 調査の目的

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

(2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査として実施しています。

(3) 調査の期日

2020年工業統計調査は、令和2年6月1日現在で実施しました。

事業所数、従業者数については令和2年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額などの経理事項については平成31年1月～令和元年12月の実績により調査しています。

(4) 調査の範囲

工業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所を除く）です。

2020年は、従業者4人以上の事業所を対象に調査を実施しました。

(5) 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、報告者の自計報告により調査したものです。

(6) 調査の経路

ア 調査員調査

市町村・統計調査員を通じて行います。その調査機関の系統は次のとおりです。

総務大臣・経済産業大臣―知事―市町村長――― 指導員
――― 統計調査員―調査対象事業所（報告義務者）

イ 本社一括調査

総務省・経済産業省が直接行います。その調査機関の系統は次のとおりです。

総務大臣・経済産業大臣―調査対象企業（報告義務者）

ウ 国直送調査

総務省・経済産業省が直接行います。その調査機関の系統は次のとおりです。

総務大臣・経済産業大臣―調査対象事業所（報告義務者）

※2019年調査から、総務省・経済産業省の共管調査になりました。

2 産業分類について

(1) 産業分類

ア 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠しています。例外については次のとおりです。

本報告書	日本標準産業分類
1421 洋紙・機械すき和紙製造業（1421洋紙製造業、1423機械すき和紙製造業を統合）	1421 洋紙製造業 1423 機械すき和紙製造業

イ 「中分類18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりです。

製 造 品 名	分 類	製 造 品 名	分 類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
装身具・装飾品・ボタン・同関連品 （貴金属・宝石製を除く）	322	モデル・模型	3294
かつら	3229	工業用模型	3295
時計側	3231	レコード	3296
楽器	324	眼鏡	3297

（2）事業所の産業の決定方法

事業所を産業別に集計するための産業の決定方法は、次のとおりです。

ア 一般格付

製造品及び賃加工品が単品の事業所は、品目番号の上4桁で産業細分類を決定します。

また、品目が複数の場合には、

中分類（2桁）：記入された品目番号のうち、品目番号の上2桁が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

小分類（3桁）：決定された中分類の品目のうち、品目番号の上3桁が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

細分類（4桁）：決定された小分類の品目のうち、品目番号の上4桁が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も多いものによって決定します。

イ 特殊格付

一般格付と異なり、修理料収入が主たる場合や、原材料、作業工程、機械設備等により特殊な産業格付を行うものをいいます。

なお、特殊格付は、以下のとおりです。

2211 高炉による製鉄業	2236 磨棒鋼製造業
2221 製鋼・製鋼圧延業（転炉・電気炉を含む）	2237 引抜鋼管製造業
2231 熱間圧延業（鋼管・伸鉄を除く）	2238 伸線業
2232 冷間圧延業（鋼管・伸鉄を除く）	2239 その他の製鋼を行わない鋼材製造業 （表面処理鋼材を除く）
2233 冷間ロール成型形鋼製造業	2599 各種機械・同部分品製造修理業 （注文製造・修理）
2234 鋼管製造業	
2235 伸鉄業	

3 集計項目の説明

(1) **事業所数**は、令和2年6月1日現在の数値であり、事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所などと呼ばれ、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) **従業者数**は、令和2年6月1日現在の数値です。

従業者とは、以下の①から⑧までに該当するものをいいます。

本統計表の従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいいます。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} &= \text{①個人業主及び無給家族従業者} + \text{②有給役員} \\ &+ \text{常用雇用者 (③正社員・正職員としている人} \\ &+ \text{④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど))} - \text{⑦送出者} \\ &+ \text{⑧出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

① 「①個人業主及び無給家族従業者」とは、以下のア、イに該当するものをいいます。

ア 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。

イ 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。ただし、手伝い程度のものは含まれません。

② 「②有給役員」とは、事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

③ 「常用雇用者」とは、次のいずれかに該当するものをいい、「③正社員・正職員としている人」及び「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」に分けられます。

ア 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。

イ 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

ウ 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主とするが、個人業主としなかった他の人。

④ 「③正社員・正職員としている人」とは、常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

⑤ 「④ ③以外の人 (パート・アルバイトなど)」とは、常用雇用者のうち「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「③正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。

⑥ 「⑤臨時雇用者」とは、「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。

⑦ 「⑦送出者」とは、「①個人業主及び無給家族従業者」、「②有給役員」、「常用雇用者」、「⑤臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

⑧ 「⑧出向・派遣受入者」とは、別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

(3) **現金給与総額**は、平成31年・令和元年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計です。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。

(4) **原材料使用額等**は、平成31年・令和元年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。

ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油なども含まれます。

また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。

ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。

エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。

オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まれません。

カ 転売した商品の仕入額とは、平成31年・令和元年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。

(5) **製造品出荷額等**は、平成31年・令和元年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、くず廃物の出荷額及びその他収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。

ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成31年・令和元年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。

(ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの

(イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）

(ウ) 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、平成31年・令和元年中に返品されたものを除く）

イ 加工賃収入額とは、平成31年・令和元年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。

ウ その他収入額とは、上記ア、イ及びくず廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。

(6) **製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額**（従業者30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額です。原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれます。

(7) **有形固定資産の額**（従業者30人以上の事業所）は、平成31年・令和元年1年間における数値であり、帳簿価額によります。

ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）

(エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等

イ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

ウ 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいいます。

エ 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出し、表章しています。

$$\text{投資総額} = \text{取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減（増加額} - \text{減少額）}$$

(8) **工業用地及び工業用水**は、従業者30人以上の事業所について調査しています。

敷地面積は、令和2年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。

1日当り用水量とは、平成31年・令和元年の1年間に事業所で使用した工業用水の総量（従業者の飲料水、雑用水を含む）を操業日数で割ったものです。

(9) **各計算項目の算式は次のとおりです。**

ア **生産額**＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）……………従業者30人以上の事業所

※ 従業者29人以下の事業所については、製造品出荷額＋加工賃収入額の数値を生産額とします。

イ **製造品出荷額等**＝製造品出荷額＋加工賃収入額＋その他収入額＋製造工程からでたくず・廃物

ウ **原材料使用額等**＝原材料使用額＋燃料使用額＋電力使用額＋委託生産費＋製造等に関連する外注費＋転売した商品の仕入額

エ **付加価値額**（粗付加価値額）は、以下の算式により算出し、表章しています。

(ア) 従業者30人以上

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} (*1)) \\ &+ \text{推計消費税額} (*2)) - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

(イ) 従業者29人以下

粗付加価値額 = 製造品出荷額等

－ (推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税 (*1))

＋ 推計消費税額 (*2)) － 原材料使用額等

*1:平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

*2:推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

オ 投資総額=有形固定資産(土地を含む)の取得額+建設仮勘定の年間増減…従業者30人以上の事業所

なお、建設仮勘定の年間増減とは建設仮勘定の増(借方)から建設仮勘定の減(貸方)を差引いた結果をいいます。

※ 従業者29人以下の事業所については、調査の対象としていません。

カ 純投資額=投資総額－有形固定資産除却額…従業者30人以上の事業所

キ 在庫額年間増減=年末在庫額－年初在庫額…従業者30人以上の事業所

(10) 製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン(平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ)」に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計しました。ただし、以下の項目については、ガイドラインと異なる処理を行っていることに注意ください。

ア ガイドラインでは在庫について補正処理の対象外とされていますが、工業統計では従前から「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」における選択範囲に「在庫額」を含めていることから、補正処理の対象とすることとし、他の金額項目に合わせて消費税込みに補正しています。

イ ガイドラインでは輸出額の算定における転売品は直接輸出「無」とされています。一方、工業統計では従前から「品目別製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」の合計に対する輸出比率を記入することとしており、実態として直接輸出比率算出の際、分母に転売品の額を含めて算出・報告するケースが確認されたことから、転売品については直接輸出「有」と算定しています。

4 表章形式

(1) 事業所の規模区分は、令和2年6月1日現在の従業者数によります。

(2) 市町村の区域範囲は、調査期日現在の行政区画によります。

(3) 表中「－」は該当数値のない場合を、「0」は掲載単位に満たないものを表し、「…」は数字が得られない箇所、「△」はマイナスの数値を示します。「X」は1又は2の事業所に関する数値であって、これをそのまま表章すると個々の事業所に関する事項が明らかになるおそれがあるため秘匿にした記号です。

また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「X」で表しました。

(4) 各項目の金額は、単位未満を四捨五入しました。したがって、金額の合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

(5) 比率及び比較増減は、万円単位から算定しました。

また、比率は小数点第2位を四捨五入しました。したがって、構成比は合計と内訳の積み上げが一致しない場合があります。

(6) 表中の実数には、操業準備中、操業開始後未出荷、休業中の事業所は含まれていません。

(7) 産業分類の略称は、次のとおりです。

中分類番号	省略表示	産業中分類
09	食料品	食料品製造業
10	飲料・たばこ	飲料・たばこ・飼料製造業
11	繊維	繊維工業
12	木材・木製品	木材・木製品製造業
13	家具・装備品	家具・装備品製造業
14	パルプ・紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷	印刷・同関連業
16	化学	化学工業
17	石油・石炭	石油製品・石炭製品製造業
18	プラスチック	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
19	ゴム	ゴム製品製造業
20	なめし革	なめし革・同製品・毛皮製造業
21	窯業・土石	窯業・土石製品製造業
22	鉄鋼	鉄鋼業
23	非鉄	非鉄金属製造業
24	金属製品	金属製品製造業
25	はん用機械	はん用機械器具製造業
26	生産用機械	生産用機械器具製造業
27	業務用機械	業務用機械器具製造業
28	電子・デバイス	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械	電気機械器具製造業
30	情報通信機械	情報通信機械器具製造業
31	輸送用機械	輸送用機械器具製造業
32	その他製造業	その他の製造業

「32その他製造業」には、看板・標識機、娯楽用具・がん具、運動用具、畳、万年筆・ペン類・鉛筆、その他の事務用品、工業用模型、貴金属・宝石製装身具製品、ほうき・ブラシ、パレット、針・ピン・ホック・スナップ・同関連品等が含まれています。

(8) 地域別結果表における地域区分は、次のとおりです。

地域名	市 区 町 村 名 (令 和 2 年 6 月 1 日 現 在)
千 葉	千葉市 (中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区、美浜区)
葛 南	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市
東葛飾	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市
印 旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香 取	香取市、神崎町、多古町、東庄町
海 匝	銚子市、旭市、匝瑳市
山 武	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
長 生	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
夷 隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安 房	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君 津	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市 原	市原市

(9) 京葉臨海地域とは、浦安市、市川市、船橋市、習志野市、千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市及び富津市の臨海埋立地をいいます。

なお、集計は昭和51年以降実施しています。

(10) 内陸工業団地とは、千葉県企業庁 (現企業局)、千葉県土地開発公社等が内陸部に造成した工業団地をいい、統計表は当該工業団地内に立地する事業所についての集計です。本調査の集計対象団地は89団地です。

なお、集計は昭和55年以降実施しています。

(11) 従業者規模の3分類は、次のとおりです。

小規模とは、従業者規模4～29人の事業所をいいます。

中規模とは、従業者規模30～299人の事業所をいいます。

大規模とは、従業者規模300人以上の事業所をいいます。

5 その他

(1) この報告書の数値は、千葉県分を本県が独自に集計、編集したもので、総務省・経済産業省が発表する数値とは若干相違することがあります。

(2) 平成19年調査から、製造業の実態を的確に捉えるため、製造以外の活動も捉える調査内容としました (製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を項目追加)。

(3) 製造工程から出たくず及び廃物の出荷額、冷蔵保管料及び販売電力について、平成18年以前は「製造品出荷額」に含めて集計していましたが、調査内容変更に伴い「その他収入額」に含めることとしました。同様に、平成18年以前は独立した項目として集計していた修理料収入額についても、「その他収入額」に含めました。

(4) 平成19年調査では、新たな事業所の捕捉、調査内容の変更が行われました。このため、時系列に不連続が生じますが、本書では調査によって得られた数値をそのまま用いていますので、御注意ください。

(5) 本報告書において、「平成23年」、「平成27年」の数値は経済センサス-活動調査（以下「活動調査」という）、その他の年の数値は工業統計の数値を表します。

調査結果のうち、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、表示年次における1年間の数値です。

また、事業所数、従業者数等の経理事項以外の事項は、平成28年活動調査は平成28年6月1日現在、平成24年活動調査は平成24年2月1日現在、平成26年以前の工業統計は12月31日現在の数値です。

なお、平成28年活動調査においては、調査事項を簡素化（一部廃止）した経営個人調査票を設けました。事業所数、従業者数については、調査対象のうち、個人経営調査票による調査を含んだ集計結果であるのに対し、製造品出荷額等、付加価値額等の経理事項は、これらの調査分を含まない集計結果となっています。

(6) 本書報告書は、製造業について「工業統計調査」との時系列比較を可能とするために、「平成24年活動調査」及び「平成28年活動調査」の調査結果のうち、以下の全てに該当する製造事業所の数値を集計しています。

- ・従業者4人以上の製造事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られる事業所であること

なお、工業統計調査と活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較に際しては留意してください。

(7) この表中、「年次」については、「事業所数、従業者数」と経理事項（現金給与総額、製造品出荷額など）では調査時点が異なるため、経理事項の年次に統一しています。

(8) この報告書についての照会は、下記へお願いします。

千葉県総合企画部統計課工業班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

TEL 043-223-2226

ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/toukei/toukeidata/hiroba/index.html>